

しあわせ

No.140

編集・発行：社会福祉法人西宮市社会福祉協議会
〒662-0913 西宮市染殿町8-17
西宮市総合福祉センター内
TEL:0798(34)3363 FAX:0798(35)1132
http://www.n-shakyo.jp

『西宮市社協 第6次地域福祉推進計画』策定!!

西宮市社会福祉協議会(市社協)では、昨年度から、地域、福祉関係者及び行政・学識経験者等で構成する原案策定委員会を設置し、計画の策定を進めてきました。

今回は、『第6次地域福祉推進計画(市社協編)』の概要をご紹介します。

今後、地域福祉の拡充に向けて、これらの計画内容に基づき、各種の事業・活動に取り組んでいきます。



計画のねらい

幅広い住民の参加・参画と多様な福祉関係者の連携により、全ての市民が個人としての尊厳を持ち、地域の中で“いきいき”と安心して、生きがいづくりや社会参加などの自己実現に向けた活動ができる“福祉のまちづくり”を目指します。

計画期間

平成17年度～平成21年度までの5年間
(2005) (2009)

福祉目標

『市民だれもが尊重しあい、支えあって、安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めよう』

5つの活動領域

◎ みんなで、みんなの“いきいき”づくり(「生活圏域」での地域福祉力を高める活動)

住民が日々生活を営む“生活圏域”(社協支部・分区域)で、地域の特性を生かし、全ての住民の参加・参画と福祉活動者・事業者及び行政等の専門機関との広範な連携に基づいた、“福祉のまちづくり”に向けた活動を推進します。福祉目標を達成するための具体的な事業・活動については、次の5つの活動領域に区分して計画策定を行い、これらを総合的にすすめることにより、“みんなで、みんなの“いきいき”づくり”を推進します。

I みんなで“いきいき”を生み出すための活動(地域組織化活動)

住民活動を促進する多様な機会や場づくりに努めることにより、ボランティアの拡充を図ります。



IV 地域での“いきいき”を支える体制・基盤づくりのための活動(社協の組織整備と経営基盤の強化)

地域での福祉活動推進の基盤となる支部・分区組織を充実・強化するとともに、法人としての経営基盤の強化のために、市社協組織・体制の整備及び財源確保に努めます。

II 一人ひとりの“いきいき”づくりを支援するための活動(サポート・サービスの提供及び権利擁護活動)

住民だれもが、地域で“いきいき”と暮らせるように、福祉課題の解決に向けて、住民の手によるサポート活動及び社協の特性を生かした福祉サービスの拡充を図ります。また、権利擁護に関する事業・活動の充実に努めます。

V みんなの“夢”を実現するための活動(推進体制)

計画内容について住民への周知に努めるとともに、推進体制を明らかにし、適時、計画の進捗状況の検証を行い、計画の達成に向けて取り組みます。

III 手をつないで“いきいき”づくりを進めるための活動(ネットワーク活動)

地区ボランティアセンター活動を総合的に推進するとともに、支部・分区域内での住民活動と専門機関などとの連携を強化し、また、それを基に、障害のある人の“福祉のまちづくり”への参画を進めていきます。



『第6次地区福祉計画』も策定中 ～各地域の特性を活かした 計画づくりが進んでいます～

34の社協支部・分区(概ね小学校区)においても、支部・分区役員を中心に地域関係団体等の協力を得て、「第6次地区福祉計画」の策定が進んでいます。

今回の計画策定では、より多くの住民の方々の意見や要望を反映するため、住民懇談会やアンケートなどが重点的に実施されました。また、策定委員会は、社協関係者のみならず、障害のある方や子育て中、介護中の方など、幅広い住民層で構成され、住民みんなの“夢”が実現できる計画づくりを目指しています。

現在、各地区で、地域の特性を活かした計画が完成しつつあります。今後、策定された計画は、各地区で広報される予定です。この計画を柱として、わたしたち一人ひとりの力を合わせ、“福祉のまちづくり”をすすめましょう。ご協力のほどよろしくお願い致します。

個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 本会は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 本会は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3 本会は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4 本会は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 本会は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- 7 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8 本会は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9 本会は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを本会役員に周知徹底し、確実に実施します。

平成17年4月1日制定

社協は、「住民主体」(自主財源の確保)をの理念に基づき、各種の福祉事業・活動を展開し、地域福祉を推進する民間の中核的組織として位置づけられています。今後、多様化する福祉課題への対応を図るため、市社協と支部との連携を強化し、住民の参画により「福祉コミュニティ」づくりをより一層推進することが求められています。そのため、市社協では、市民の社協活動への参画並びに民間団体としての自主性の強化を図ります。

社協は、「住民主体」(自主財源の確保)をの理念に基づき、各種の福祉事業・活動を展開し、地域福祉を推進する民間の中核的組織として位置づけられています。今後、多様化する福祉課題への対応を図るため、市社協と支部との連携を強化し、住民の参画により「福祉コミュニティ」づくりをより一層推進することが求められています。そのため、市社協では、市民の社協活動への参画並びに民間団体としての自主性の強化を図ります。

《会員の種類及び会費》

	区 分	会費(年間-口)
個人会員	市内に居住されている方	500円
団体会員	市内の施設、団体及び事業所	5,000円
賛助会員	①市外に居住されている方	500円
	②市外の施設、団体及び事業所	5,000円

《お問い合わせ先》総務課 ☎(0798)37-0010

7月は
『社協会員会費制度』広報強化月間
社協会員を募集!